

## クルーズ船観光案内所受入業務仕様書

1. 件名：クルーズ船観光案内所受入業務
2. 委託契約期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
3. 業務の目的  
本業務はクルーズ船で宮古島（平良港）に寄港する国内外の観光客に対し、多言語による観光情報の案内・発信を行うとともに、バス、タクシー等の交通機関への誘導をスムーズに行い、安心して充実した宮古島観光を楽しんでいただき、観光振興につなげていくことを目的とする。
4. 委託業務概要
  - 1) 通訳マネジメント及び業務遂行サポート
  - 2) 観光案内通訳者
  - 3) その他
5. 業務実施場所  
名 称：クルーズ船観光案内所（クルーズ船専用バース）  
設置場所：平良港旅客受入施設
6. 開所日および開所時間  
開 所 日：クルーズ船寄港日  
開所時間：クルーズ船入港予定時間から4時間とする。  
\*観光案内所の準備、片付けの時間はこれに含まない。  
\*観光案内所の開所予定日数は、那覇港管理組合クルーズ船寄港予約管理システム参照（令和8年度121回予定：令和8年3月16日時点）。
7. 悪天候、災害発生時の開設時間  
悪天候、災害発生等の緊急事態が生じた場合は、予定していた開設時間に関わらず宮古島市港湾課の指示又は承認により、開設時間を延長又は短縮することができる。
8. 人員配置基準
  - 1) 観光案内所には、観光業務の実務経験を持つ、業務統括者1名を配置する

- こと。
- 2) 観光案内所には、クルーズ船乗客の人数に応じて、通訳兼多言語観光案内者を配置すること。
  - 3) クルーズ船乗客の人数、国籍に応じて、それに対応できる人員を配置すること。
  - 4) 人員配置については、事前に宮古島市港湾課と協議を行うこと。

## 9. 業務の執行体制

- 1) 信用失墜行為の禁止  
業務従事者は、信用を失墜するような行為を行わない者であること。
- 2) 業務の適正処理  
カウンター業務従事者においては、身だしなみ、言葉使い、マナーなどについて細心の注意を払うこと。

## 10. 業務の内容

- 1) 通訳マネジメント及び業務遂行サポート
  - ①クルーズ船寄港時において、観光案内所の設置、運営および現場統括を行う。
  - ②観光案内所にて多言語（英語、簡体字、繁体字など）に対応した、観光パンフレットを配布する。
  - ③観光案内所にて市街地散策マップ、マナーうちわなどを配布する。
  - ④観光案内所に情報端末、映像機器などを設置し、観光客に観光情報を発信する（サイネージ等による情報発信）。
- 2) 観光案内通訳者
  - ①クルーズ船の規模や状況に応じて、通訳兼多言語観光案内者を配置する（最大4名）。
  - ②入港予定のキャンセル発生した場合、当日及び前日のキャンセルは全額を、2～7日前の場合は半額の予定していた謝礼を通訳兼多言語観光案内者に支払う。
- 3) その他
  - ①観光案内所受入業務にあたりこの仕様書で定めるもののほか、必要に応じて港湾課と協議を行い、取り決めるものとする。